（１）教育･保育施設等

増大する保育ニーズに対応するため、保育所等を整備します。また、認定こども園、幼稚園、保育所等の教育･保育施設等の充実を図り、質の高い教育・保育を提供します。

ア　認定こども園、幼稚園（１号認定、満３歳以上）

保育を必要としない満3歳から小学校就学前の児童が利用する認定こども園の設置を促進するとともに、環境改善に努めます。

（単位：人）

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
①量の見込み	1 号認定 (満 3 歳以上､保育の必要性なし、学校教育のみ)	2,479	2,397	2,343	2,297	2,256
②確保方策	認定こども園	523	797	1,011	1,115	1,555
	幼稚園	385	385	385	315	315
	確認を受けない幼稚園	2,665	2,325	2,045	1,905	1,465
	計	3,573	3,507	3,441	3,335	3,335
②－①		1,094	1,110	1,098	1,038	1,079
③実績値	認定こども園	310	413	670	955	969
	幼稚園	262	260	190	190	190
	確認を受けない幼稚園	2,840	2,665	2345	1,805	1,805
	計	3,412	3,338	3205	2,950	2,964
③－①		933	941	862	653	708

※ 2 号認定のニーズのうち、幼児期の学校教育の利用希望が強いとされる者については、これに係る量の見込みに対応するものを、1 号認定の確保方策として考えます。

※ 「確認を受けない幼稚園」とは、新制度に移行せず、これまでどおり私学助成を受け運営する幼稚園のことです。